

軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故、高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

しかし、世界保健機関（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

また、交通事故やスポーツ外傷により子供たちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性もあり、国民を始め教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

よって、国におかれては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じられるよう、強く要望します。

記

1. 業務上の災害又は通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、国民を始め教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 9月18日

大和高田市議会